

令和2年6月9日

保護者様

大阪市立玉出中学校長 村瀬香織
担当：事務室（高戸）

令和2年度（2020年度）就学援助の申請について

平素は、本校教育活動推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、就学援助制度は、子どもたちの学習が経済的な理由により妨げられることがないように設けられた制度であり、子どもたちの学校教育にかかる費用について保護者の負担を軽減するためのものです。申請受付期日が6月30日（火）にせまっています。就学援助をご希望される方は、下記のとおり申請の手続きをお願いいたします。

「令和2年度（2020年度）就学援助制度のお知らせ」および、申請用紙は、1月下旬にお配りしていますが、必要な方は事務室までお問い合わせください。

※昨年度認定されているご家庭につきましても毎年の申請が必要です。

※すでに今年度の申請がお済みのご家庭につきましては再度の提出は不要です。

記

1. 申請期日 **令和2年6月30日（火）必着**

※ ①または⑫理由で申請される場合、同一世帯の平成14年4月1日以前にお生まれの方全員の所得証明が必要になります。

2. 申請方法 保護者の方が、直接学校までお持ちいただきか、郵送のどちらかで、申請してください。

3. 申請先 〒557-0045 大阪市西成区玉出西1-15-37
大阪市立玉出中学校 事務室

4. 新型コロナウィルス感染症特例による貸付を受けた方につきましては、
申請理由⑦の「生活福祉資金の貸付決定を受けた方」として申請が可能です。
※裏面参照

※ご不明な点がございましたら、学校または、学校運営支援センターまでお問い合わせください。

玉出中学校 事務室 高戸（Tel6659-2762）もしくは
学校運営支援センター 就学援助グループ（Tel6115-7653）

＜新型コロナウィルス感染症拡大の影響による収入減少世帯へのお知らせ＞

◎申請理由「⑦生活福祉資金の貸付決定を受けた方」

この申請理由⑦で一般申請（申請期限：6月30日）をされた方については、4月1日の時点で貸付決定を受けている場合に、4月1日付けで就学援助の認定を受けることができます。

この認定日について、新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえ、今年度（令和2年度）の一般申請では、次のとおり取り扱います。

次のどちらかの貸付決定を受けた方については、貸付決定日や返済状況に関係なく、就学援助の認定日は4月1日とします。

●緊急小口資金（新型コロナウィルス感染症特例）

●総合支援資金【生活支援金】（新型コロナウィルス感染症特例）

（注）「申請書」は6月30日までに提出する必要があります。ただし、証明書類の提出は後日で構いません

《新型コロナウィルス感染症特例による貸付とは？》

大阪府社会福祉協議会には、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度があります。

新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象を低所得者世帯以外にも拡大し、休業や失業等で一時的な生活資金にお困りの方に向けた「新型コロナウィルス感染症特例」として「緊急小口資金」「総合支援資金【生活支援費】」の貸付が実施されています。

※詳しい貸付内容や受付期間等については、次の大阪府社会福祉協議会のホームページやコールセンター、各区の社会福祉協議会にご確認ください。

- ・大阪府社会福祉協議会ホームページ<http://www.osakafusyakyo.or.jp/>
- ・特例貸付用コールセンター電話番号0120-46-1999

◎ この就学援助申請に必要な書類（下記①②を提出してください。）

① 就学援助申請書兼世帯状況票

1月下旬に学校からお配りした「お知らせ」に同封の申請書用紙です。

用紙をお持ちでない場合は、お子さまが通われている学校にお申し出いただくな、大阪市ホームページより「就学援助」で検索し、申請書用紙をダウンロードしてください。

◎申請書記入時の注意事項

《申請区分》欄は「一般2」を選択してください。

《申請理由》欄は「⑦生活福祉資金の貸付の決定を受けた。」にチェックをしてください。

② 生活福祉資金貸付決定通知書（コピー）

社会福祉協議会に新型コロナウィルス感染症特例による貸付の申込を行い、貸付決定された方に送付される通知書です。原本はご本人の保管書類となりますので、コピーを提出してください。

◎「新型コロナウィルス感染症特例による貸付」を申請中及び申請をお考えの方

申請期限までに「①就学援助申請書兼世帯状況票」を提出し就学援助申請を先に済ませてください。「②生活福祉資金貸付決定通知書（コピー）」はご家庭に送付され次第、後日提出してください。